

山梨県立大学大学院人間福祉学研究科研究倫理審査に係わる運営規程

(令和6年8月1日制定 人間福祉学研究科第5211号)

(目的)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院人間福祉学研究科の専任及び特任教員(以下「教員」という。)並びに同研究科学生(以下「大学院生」という。)が行う人を対象とした研究について、「ヘルシンキ宣言」及び「科学者の行動規範－改訂版－」(日本学術会議2013)に基づき、その他の法令の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、求められる態度、行動の倫理的規準及び研究計画の審査に関する必要な事項を定める。

(研究倫理審査委員会)

第2条 教員及び大学院生が行う研究を対象として審査するために人間福祉学研究科研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、教員4名をもって組織する。必要に応じ、学外の学識経験者を加えることができる。

3 委員は、研究科長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

5 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じたときは補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

6 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

7 委員会は、構成員の5分の3以上の出席がなければ成立しない。審査対象となる研究の代表者、共同研究者、研究協力者となる委員は出席しないものとし、構成員から除く。

(審査対象)

第3条 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 教員が行う人を対象とした研究
- (2) 大学院生が行う人を対象とした研究

(審査請求の手続き)

第4条 審査を希望する者は、研究倫理審査申請書を作成し、その他の必要書類を添えて、研究科長あてに申請する。ただし、大学院生は指導教員の指導を経て申請を行う。

2 申請を受理した研究科長は、その審査を委員会に付託する。

(審査基準)

第5条 委員会は、次の各号について審査を行う。

- (1) 対象となる人の人権の擁護
- (2) 対象となる人の理解を求め、同意を得る方法
- (3) 予測される学問的・社会的な貢献
- (4) 対象となる人への危険性と不利益に対する配慮
- (5) その他、倫理的問題に対する配慮

(申請者よりの聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて申請者から聴取を行うことができる。

(審査の評価)

第7条 審査の評価は、それぞれ3分の2以上の賛成を要する。

2 評価は、以下の4段階とする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認又は非該当

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(結果の通知)

第9条 委員会は、付託された申請について速やかに審査を行い、審査結果を研究科長に報告する。

- 2 研究科長は委員会の報告を受けて、研究科長の名で申請者に通知する。
- 3 審査結果に疑義がある場合、申請者は、書面をもって照会することができる。

(再申請)

第10条 審査の結果、第7条第2項(3)及び(4)の評価となった場合、当該研究者は、修正した研究倫理審査申請書により再申請することができる。

(研究計画の変更)

第11条 委員会が判定を行った研究計画について、申請者が変更しようとする場合には、変更について委員会の承認を得なければならない。

(倫理審査証明)

第12条 申請者により倫理審査証明を求められた場合は、委員長は速やかに発行する。

(庶務)

第13条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。